

第32回  
東近江市都市計画審議会

議 案 書

令和2年2月17日（月）  
東近江市役所本庁舎新館317会議室

議案第1号 近江八幡八日市都市計画下水道（東近江市決定）の変更について（付議）

議案第2号 東近江市都市計画マスタープランの策定につき、意見を求めることについて（諮問）

議案第1号

近江八幡八日市都市計画下水道〈東近江市決定〉の変更について（付議）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から意見を求められていますので、審議願います。

令和2年2月17日

東近江市都市計画審議会  
会長 石井良一

東下水第 850 号  
令和 2 年 1 月 27 日

東近江市都市計画審議会  
会 長 石 井 良 一 様

東近江市長 小 椋 正 清

近江八幡八日市都市計画下水道（東近江市決定）の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、次のように近江八幡八日市都市計画下水道を変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、審議会に付議します。

# 計 画 書

## 近江八幡八日市都市計画下水道（東近江市決定）の変更

近江八幡八日市都市計画東近江市公共下水道「2排水区域」を次のように変更する。

1 下水道の名称

東近江市公共下水道

2 排水区域

「排水区域は、総括図表示のとおり」

(備 考)

汚 水 約 1, 4 4 1 ha

雨 水 約 1, 4 6 1 ha(変更無し)

3 下水道管渠

該当なし

4 その他の施設

該当なし

### 理 由

本市は、健全な都市生活環境の整備及び公共用水域の水質保全のため、昭和52年度より公共下水道事業に着手し、鋭意その建設を進めている。これまでの市街化区域の変更に伴い今回排水区域を変更するものである。

## 近江八幡八日市都市計画下水道の変更案の意見等の状況

- 1 縦覧期間 令和2年1月6日から令和2年1月22日まで
- 2 縦覧者 なし
- 3 意見書の提出者 なし

《参考》

## 近江八幡八日市都市計画下水道(東近江市決定)の変更の手続

事 項	時 期	備 考
知事事前協議	令和 元年 1 2 月 2 日	東下水第707号
知事事前協議回答	令和 元年 1 2 月 1 1 日	滋下水第809号
計画案の公告	令和 2年 1月 6日	市公告
計画案の縦覧	令和 2年 1月 6日～ 令和 2年 1月 22日	
東近江市都市計画審議会	令和 2年 2月 17日	
知事協議	令和 2年 2月 日	予定
知事同意	令和 2年 3月 日	予定
下水道の変更の公告	令和 2年 3月 日	予定

議案第2号

東近江市都市計画マスタープランの策定につき、意見を求めることについて（諮問）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から意見を求められていますので、審議願います。

令和2年2月17日

東近江市都市計画審議会  
会長 石井良一

東都計第1151号  
令和2年2月3日

東近江市都市計画審議会  
会長 石井良一様

東近江市長 小椋正清

東近江市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である東近江市都市計画マスタープラン（案）について、東近江市都市計画審議会条例（平成17年条例第203号）第2条第2号の規定により、審議会に諮問します。



## 東近江市都市計画マスタープラン（案）について（経過報告）

### 1 背景

『都市計画マスタープラン』は都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市域の一体的な発展と健全な土地利用の誘導を図るため、都市計画区域外も含め平成22年度に策定した。

現計画については、概ね20年後の令和12年（2030）を展望しつつ策定されたものであるが、策定から10年が経過することから、令和2年（2020）3月を目途に改定を行う。

### 2 改定取組経過

(1) 市民アンケート（平成30年度、18才以上の在住3,000名（無作為抽出））

配布数 3,000票

回収数 1,211票

有効回答数（白紙票を除く） 1,210票

有効回収率 40.3%

(2) 東近江市都市計画マスタープラン策定委員会

学識経験者や地域代表等10名によって構成する策定委員会（4回開催）

第1回 令和元年5月20日

第2回 令和元年7月10日

第3回 令和元年8月22日

第4回 令和元年11月27日

(3) 滋賀県への意見照会 令和元年10月4日

(4) 第31回都市計画審議会による意見聴取 令和元年10月24日

### 3 計画（案）パブリックコメント

期間：令和元年12月20日（金）～ 令和2年1月20日（月）

縦覧場所：市役所、各支所、出張所に図書を設置、市ホームページに掲載

パブリックコメントの結果：意見なし

### 4 主な改定ポイント

(1) 全般

ア 上位関連計画（第2次東近江市総合計画、第2次東近江市国土利用計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略 等）との整合

イ まちづくりの取組や都市基盤の整備状況による修正

ウ 社会情勢の変化を踏まえた見直し

エ 持続可能な活力のある都市の実現

## (2) 都市基盤

- ア 都市拠点、副次都市拠点、地域拠点及びコミュニティ拠点における都市機能の充実  
(中心市街地活性化、J R能登川駅周辺整備、八日市I C周辺 等)
- イ 産業の振興や利便性の向上、交流の促進に向けた道路整備の推進  
(国道4 2 1号、国道8号、国道3 0 7号、各都市計画道路、黒丸PA周辺スマートIC、  
名神名阪連絡道路 等)
- ウ 鉄道とバスを中心とした利便性の高い公共交通ネットワークの形成  
(近江鉄道線の活性化、鉄道・バスの効果的運行の確保、新技術導入等の検討 等)
- エ 災害に強い都市基盤づくりの推進  
(国土強靱化施策の推進、地域防災活動等との連携 等)
- オ 効率的で効果的なI C T、A I等の新技術の活用

## (3) 土地利用

- ア 地域特性に応じた土地利用の誘導
- イ 広域交通を生かした産業の誘導  
(神郷、長勝寺及び五個荘河曲地域、蒲生S I C周辺地域、旧リゲイン地域、黒丸P A  
周辺地域、国道4 2 1号沿線地域 等)
- ウ 歴史文化、景観資源、水辺空間の保全と活用  
(湖岸緑地、伊庭の水辺景観、太郎坊宮、雪野山、奥永源寺 等)
- エ 空家、空地の適正管理と有効活用

## 5 東近江市都市計画マスタープラン（案）

計画案本編 別添のとおり